

令和8年度京都市中央卸売市場第一市場内自動販売機設置事業者募集要項

京都市では、中央卸売市場第一市場（以下「第一市場」という。）内に自動販売機を設置していただく自動販売機設置事業者（以下「営業事業者」という。）を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、応募される方は、必ず詳細を仕様書で確認したうえで、お申込みください。

1 設置目的

市場利用者の利便性向上と市有財産の有効活用による財源確保を目的として、第一市場内に自動販売機を設置します。

2 設置場所等

第一市場（8台）（青果棟1期エリア1階2台、2階2台、3階1台、4階2台、5階1台）
具体的な設置場所は仕様書で確認してください。

3 取扱商品及び販売価格

(1) 取扱商品

缶、びん、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）

(2) 販売価格

標準販売価格（定価）を上回らない価格としてください。

なお、具体的な販売価格については、本市場と協議して決定してください。

4 設置機種等（詳細は仕様書を確認してください。）

(1) 飲料用自動販売機（缶、びん、ペットボトル等）としてください。

(2) 災害救助ベンダーとしてください。

(3) 環境に配慮したものとしてください。

(4) 電気子メーターを設置してください。

5 維持管理等

営業事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、電気子メーターの設置、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検、自動販売機内部・外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行ってください。

6 応募資格要件

仕様書を確認してください。

7 設置期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日までとします。

【なお、令和9年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長2年を限度に、引き続き使用許可を更新することができます。】

8 申込受付期間

令和8年8月26日（水）から令和8年9月9日（水）まで（郵送の場合は必着）

9 質問及び回答

(1) 質問（持参のみ）

受付期間：令和8年8月26日（水）から令和8年9月2日（水）まで

【午前9時から12時まで、午後1時から5時まで】

なお、本市において、本事業の実施に関係がないと判断した質問に対しては、お答えしませんので、あらかじめ御了承ください。

(2) 回答

質問收受日の翌日から起算して2営業日（予定）以内に、京都市情報館内の本市場ホームページ（<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-5-0-0-0-0-0-0-0.html>）に掲載して回答します。

10 営業事業者の決定

(1) 決定方法

応募価格（提案使用料）が、本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を営業事業者に決定します。

(2) 決定予定日

令和8年9月10日（木）頃

(3) 決定後の通知及び公表

決定された営業事業者名及び決定金額は各応募者へ通知します。

また、京都市情報館内の第一市場ホームページにおいて、公募結果を掲載します。

【問合せ先】

京都市中央卸売市場第一市場（担当：渡邊、松尾）

〒600-8847 京都市下京区朱雀分木町80番地

電話：（075）311-6274

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-5-0-0-0-0-0-0-0.html>